

来年5月21日 裁判員制度が始まります



裁判員制度

◆裁判員制度とは？

裁判員制度は、国民の中から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が共に刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、また、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

◆裁判員選任までの流れ

○裁判員候補者名簿の作成

○裁判員候補者名簿記載通知

○裁判員候補者名簿記載

○裁判の6週間前までに、事件ごとに名簿の中からくじで候補者を選びます。

平成21年5月21日
裁判員制度スタート

◆裁判員候補者名簿記載通知
知が届きます

水戸地方裁判所では、裁判員制度の実施に向けて、茨城県内の44市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成したデータに基づき、この秋、平成21年の裁判員候補者名簿を作成します。

裁判員候補者名簿に載つた方には、12月10日ごろまでに、名簿に記載されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、翌年の裁判員を選任するための手続きを行う期日に裁判所にお越し下さい。この通知は、翌年の裁判員候補者名簿に載つた方には、名簿記載通知と同時に、調査票をお送りします。

調査票では、①裁判員によることができない職業に就いているかどうか（就職禁止事由の有無）、②1年を通じての裁判員の辞退希望の有無・理由、③月の大半にわたってな特定の月がある場合、2か月を上限として、その特定の月における辞退希望の有無・理由をお尋ねしますので、調査票へのご記入・ご返送にご協力をお願いします。



◆茨城県内の裁判員候補者数

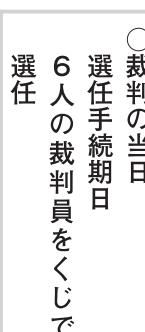
来年1年間に必要な裁判員候補者数を7千600人と決定し、その人たちに名簿記載通知を送ります。（年間予想件数を114件、一つの事件に呼び出される候補者を100人とし、5～12月の8か月で計算した人数）

県内の選挙人名簿登録者は、6月現在242万4千人で、約319人に1人が選ばれる計算です。

今後も、裁判員制度の実施に向けて、様々な情報をお知らせしていきます。

裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/> でも紹介しています。

問合せ：水戸地方裁判所 総務課
TEL 029-224-8408





美原の杜

永遠に贅沢を満喫するまち
好評分譲中 詳しくは いばらき不動産 検索



豊富な不動産の
街並み提案型
分譲地
TEL.0296-78-5545 E-mail ibaraki@if-sun.co.jp
茨城県知事(2)6074号